

大規模土地利用行為の届出に対する意見（助言・指導）

【資料置場】

課かれ名	助言指導
市民自治推進課	近隣住民に対して、工事についての情報の周知を積極的に行ってください。
安全対策課	工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。また、本事業完了後においても、周辺道路の車両交通について安全対策に留意してください。
環境政策課	車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともに、エコドライブについても徹底してください。
環境保全課	<p>1 大規模土地利用行為により土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉じん等の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程等を周知してください。</p> <p>2 大規模土地利用行為で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないよう、適切に処理し排水してください。</p> <p>3 造成工事で搬入された土砂等から、周辺地域に地下水汚染を引き起こすことがないように、確実な施工管理を行ってください。</p> <p>4 アスファルト舗装等の駐車場整備工事においては、騒音、振動、粉じん、悪臭等の苦情、その他の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程を周知してください。</p> <p>5 地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を計画する場合は、止水性が高く、周辺地盤、地下水へ与える影響の少ない工法を選定してください。また、掘削工事の際は、周辺の地盤、地下水位等を監視し、確実な施工管理を行ってください。</p> <p>6 屋外照明が周辺環境へ影響を及ぼし、周辺住民、農作物などに光害の被害が生じないよう、「光害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、照明器具の選定、設置については十分配慮してください。</p> <p>7 大規模土地利用行為後においても、騒音、振動、粉じん、悪臭、その他の公害を発生させないよう周辺住民の生活環境に十分配慮してください。</p>
環境事業センター	<p>1 工事に伴い道路の通行止めがある場合、「じんかい収集区域内における諸工事の工事届」を提出してください。また、通行止めの区域内にごみ・資源物の集積場所があり、長期間通行止めになる場合、当該集積場所を移動する必要があります。その際、当該集積場所の利用者及び自治会と調整し「集積場所申請書」にて集積場所の移動の申請をしてください。</p> <p>2 事業系のごみは原則自己処理となり、市では収集いたしません。収集運搬許可業者に収集を依頼してください。</p>
景観みどり課	<p>1 事業を実施する際には茅ヶ崎市の景観計画の北部丘陵地域景観ゾーンの方針や景観法に基づく届け出の景観形成基準を参考に、周辺環境に十分に配慮した計画としてください。</p> <p>2 仮囲いやフェンス等を設置する場合には低明度・低彩度のアースカラーとし、光沢を抑え、周囲の平均色に合わせてください。</p> <p>3 大規模土地利用行為については、良好な景観の形成を図るため、景観まちづくりアドバイザーとの協議や景観まちづくり審議会への報告等が必要となる場合があります。当課に</p>

	<p>ご相談ください。</p> <p>4 既存樹木の保全に配慮してください。また、事業を実施する際には周辺の自然環境及び生育・生息している生きものに十分配慮し、影響を最小限としてください。</p> <p>5 生物多様性に配慮し、当市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種（参考）」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出に努めてください。</p>
開発審査課	当該地は市街化調整区域であり、原則、建築物の建築は不可となります。
建築指導課 開発審査課	土地利用において建築行為を計画する場合は、関係法令を遵守してください。（屋根状の構造物やプレハブ等を設置すること、又は建築物に附属する門及び塀も建築物に該当する場合があります。）
建設総務課	<p>1 本申請地に隣接する北側、西側及び南側（市道8087号線、8089号線及び8082号線）については、境界確定済みのため工作物等を施工の際に、市境界標が移動もしくは紛失する場合には、協議してください。</p> <p>2 道路敷の境界確定図と現地が合わない場合、また市の境界標がない場合は、境界確定図に基づき申請者において復元してください。</p>
道路管理課	<p>1 計画敷地内の雨水、土砂及び資材（黒土、赤土）が道路（市道8082号線、市道8089号線、市道8087号線）に流出しないようにしてください。</p> <p>2 新設となる電柱等は、申請区域内に設置してください。</p> <p>3 計画敷地と市道は接する箇所については、断面図を作成し道路境界付近の計画について当課と協議してください。</p> <p>4 公道の通行にあたり、公道を損傷または汚損した場合には、原因者で清掃、原形復旧を実施してください。</p> <p>5 土地利用する範囲のうち、建築基準法第42条第2項道路に接する部分は、道路の後退についてご検討ください。</p>
下水道河川管理課	<p>1 市街化調整区域における大規模な土地利用（3,000m²以上）の規定、1haあたり600tの浸透機能を有する雨水貯留浸透施設の設置を検討してください。</p> <p>2 降雨時においては、浸透機能の有する排水施設を設置し雨水が敷地内から流出しないようにしてください。</p> <p>3 その他関連法令を遵守してください。</p>
農業委員会事務局	付近の農地に影響がないよう、被害防除をお願いします。
学務課	<p>1 当該地付近は、通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時の安全対策を図ってください。</p> <p>2 安全確保のため、工事期間等が決まりましたら当該学区の小出小学校及び北陽中学校に事業内容を直接説明してください。</p>